

岐阜県の建設業および製造業等における熱中症予防対策の実施状況

研究代表者 岐阜産業保健推進センター基幹相談員 井奈波 良一
研究分担者 岐阜産業保健推進センター所長 岩田 弘敏
岐阜産業保健推進センター基幹相談員 井上 真人
岐阜産業保健推進センター基幹相談員 黒川 淳一

職場における熱中症予防の研修に役立てること、および職場における熱中症の予防に関する新たな通達¹⁾の内容を周知することを目的に、岐阜県の規模 50 人以上の事業場の安全担当責任者、衛生管理者等および規模 50 人未満の建設事業場の安全担当責任者を対象に、この通達に準拠した詳細な熱中症予防対策の実施状況、労働安全衛生管理体制、快適職場づくりの取り組み状況等に関するアンケート調査を実施し、以下の結果を得た。なお、規模 50 人以上の事業場の安全担当責任者 498 名（回収率 36.8%）、衛生管理者または衛生推進者 496 名（36.7%）から回答を得、また規模 50 人未満の建設事業場の安全担当責任者 130 名（回収率 47.6%）から回答を得た。

1. 規模 50 人以上の事業場の安全担当責任者と衛生管理者または衛生推進者の回答で有意差のあった項目は、熱中症の予防に関する一項目の WBGT 値の認知率のみであった。したがって岐阜県の規模 50 人以上の事業場では、熱中症の予防に関して、安全担当責任者と衛生管理者等が共通の認識を持っていると考えられる。

2. 岐阜県の規模 50 人以上の事業場における熱中症予防対策実施状況に関して、全体でみて実施率が極めて低率（25%以下）であった項目は、熱中症予防のための作業環境管理（全 8 項目）では「WBGT 測定器を設置している」（12.0%）のみであった。熱中症予防のための作業管理（全 16 項目）では「作業時間の短縮を実施している」（7.1%）、「連続作業時間を短くしている」（14.6%）、「作業場所の変更を行っている」（14.9%）、「休憩時間を長くしている」（15.1%）、「身体作業強

度（代謝率レベル）が高い作業を避けている」（16.6%）、「休憩回数を多くしている」（21.7%）の 6 項目に達していた。熱中症予防のための健康管理（全 3 項目）および労働衛生教育（全 2 項目）には該当項目はなかった。しかし、朝礼等で労働者の健康状態の把握項目では、「朝食の未摂取」（5.9%）および「下痢等」（17.5%）の実施率は極めて低率であった。岐阜県の規模 50 人以上の事業場における熱中症予防対策は、4 管理共に屋外労働が関係する事業場で実施率が高かった。以上の結果から、岐阜県の規模 50 人以上の事業場では、特に熱中症予防のための作業管理をさらに推進する必要があると考えられる。

3. 岐阜県の規模 50 人以上の事業場における平成 22 年の熱中症予防につながる快適職場づくり¹⁾の取り組み状況に関して、「重筋作業」（18.4%）、「洗身設備」（6.2%）、「更衣室」（22.9%）および「洗面所」（22.6%）の取り組みは極めて低率であった。

4. 岐阜県の建設事業場における熱中症予防対策実施状況に関して、全体でみて実施率が極めて低率（25%以下）であった項目は、熱中症予防のための作業環境管理（全 8 項目）では、規模 50 人未満の建設事業場においては「WBGT 測定器を設置している」（7.1%）および「水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる設備がある」（17.3%）であった。また、規模 50 人以上の建設事業場においては「高温多湿な作業場所に熱を遮る遮へい物がある」および「水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる設備がある」（共に 23.1%）であった。熱中症予防のための

作業管理（全 16 項目）では、規模 50 人未満の建設事業場と規模 50 人以上の建設事業場共通で「作業時間の短縮を実施している」（それぞれ 18.1%、15.4%）、「身体作業強度（代謝率レベル）が高い作業を避けている」（それぞれ 22.4%、8.0%）、「作業場所の変更を行っている」（それぞれ 24.4%、8.0%）であった。さらに規模 50 人以上の建設事業場では、「暑熱作業には専用の作業服等を貸与している」（19.2%）および「初めて就く者に対し計画的に、熱への順化期間（熱に慣れ当該環境に適応すること）を設けている」（23.1%）の実施率も極めて低率であった。「初めて就く者に対し計画的に、熱への順化期間（熱に慣れ当該環境に適応すること）を設けている」割合は、規模 50 人未満の建設事業場が、50 人以上の建設事業場に比べて有意に高率であった。また、昼休み以外の休憩時間は、規模 50 人未満の事業場が規模 50 人以上の事業場より有意に長かった。熱中症予防のための健康管理（全 3 項目）および労働衛生教育（全 2 項目）には、規模 50 人未満の建設事業場と規模 50 人以上の建設事業場共に該当する項目はなかった。しかし、朝礼等で労働者の健康状態の把握項目では、規模 50 人以上の建設事業場では「朝食の未摂取」を把握している事業場の割合（20.8%）は極めて低率であり、また規模 50 人未満の建設事業場、規模 50 人以上の建設事業場共に「感冒等による発熱」および「下痢等」の把握率が極めて低率であった。岐阜県の建設事業場では熱中症予防のための労働衛生教育の実施率が高い割には、作業環境管理や作業管理の実施率が低かった。

5. 岐阜県の規模 50 人以上の事業場における熱中症予防のための作業環境管理実施状況（全 8 項目）のうち、「WBGT 値を知っている」衛生管理者等の割合、「WBGT 測定器を設置している」割合および「高温多湿な作業場所又は近隣に氷や冷たいおしぼりがある」割合は、熱中症が発生した事業場が、発生しなかった事業場に比べて、有意に高率であった。さらに、作業場

所に備えている飲み物として「スポーツドリンク」を備えている事業場の割合は、熱中症が発生した事業場が、熱中症が発生しなかった事業場に比べて、有意に高率であった。熱中症予防のための作業管理実施状況（全 16 項目）のうち、「初めて就く者に対し計画的に、熱への順化期間を設けている」割合、「自覚症状の有無にかかわらず水分、塩分を作業前後、作業中の定期的な摂取を指導している」割合、および「水分・塩分摂取を促すポスター等を掲示している」割合は、熱中症が発生した事業場が、発生しなかった事業場に比べて、有意に高率であった。熱中症予防のための健康管理（全 3 項目）の実施率には、熱中症発生の有無による差はなかった。熱中症予防のための労働衛生教育実施状況（全 2 項目）のうち、「労働者に対して熱中症の予防方法の教育を実施している」割合は、熱中症が発生した事業場が、熱中症が発生しなかった事業場に比べて、有意に高率であった。熱中症が発生した事業場は、熱中症が発生しなかった事業場に比べて、高温多湿な作業場所を除く空調設備のある休憩室の設定温度が有意に低くなっていた。なお、「エアコン」を設置している事業場の割合は、熱中症が発生した事業場（53.8%）が、発生しなかった事業場（75.7%）より有意に低率であった。このように、岐阜県の規模 50 人以上の事業場における熱中症予防のための 4 管理のうち作業環境管理、作業管理および労働衛生教育は、概して熱中症が発生した結果として進展することが多いと考えられ、岐阜県内の安全担当責任者、衛生管理者等に対し、熱中症発症に関する更なる情報の共有および熱中症発生予防効果の高い対策の推進が期待される。

文献

1) 「職場における熱中症の予防について」

平成 21 年 6 月 19 日付け通達(基発第 0619001 号)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki/jun/anzeneis/ei05/index.html>